



空き家解体費補助金のご案内

危険
迷惑型

◎この補助金は、適正な管理がされていないことにより、市からすでに「空き家の適正管理に関する助言・指導」を受けた特定空家等や管理不全空家等、または危険空家や迷惑空家が対象となります。

◎補助金が利用できるのは「空き家の所有者」、「空き家の土地所有者」または「相続人等の親族」です。

●補助額:【危険】事業費(税抜)の4/5以内(上限200万円)
:【迷惑】事業費(税抜)の4/5以内(上限100万円)



【所得要件】

世帯の主たる生計維持者(世帯で最も所得の高い者)の前年度所得が901万円以下であること。

《手続きの流れ》

①空き家の適正管理に関する助言・指導

パトロールや、通報等により発見された、適正な管理がされていない空き家の所有者に対し、市から解体するよう助言・指導。

②事前相談(助言・指導に従った解体)

④補助申請

※必ず解体工事前に申請してください。

【必要書類】

- ・補助金等交付申請書
- ・補助事業等計画書
- ・工事見積書
- ・課税・非課税証明書等
※前年度所得がわかる書類
- ・補助金振込先の通帳の写し
- ・登記簿 or 名寄帳等
※登記物件 → 登記簿
※未登記物件 → 名寄帳、評価証明書等
- ・誓約書(様式第1号)

【必要に応じて提出】

- ・同意書(様式第2号)
※土地所有者が申請する場合、又は家屋所有者が複数いる場合
- ・空き家除却同意書(様式第3号)
※所有権以外の権利が設定されている場合
- ・戸籍謄本、住民票等
※所有者を証明する書類

⑤交付決定

・申請内容及び提出物に不備が無いか確認後、補助金交付決定通知書を送付します。

⑨実績報告

【必要書類】

- ・補助金実績報告書
- ・解体業者からの請求書、領収書の写し
- ・写真(解体前、中、後)
- ・市への補助金請求書
- ・家屋滅失届(登記・未登記問わず)

⑩補助金額の確定・補助金の支払い

・完成検査実施後、補助金額の確定通知書の送付及び補助金の振り込みをします。

③見積依頼・提出

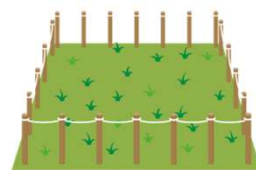


⑥工事発注

⑦工事完了・請求

⑧支払い

解体業者



大
仙
市

申
請
者